

台東区公衆喫煙環境の整備指針の改正について

1 これまでの取り組み

まちの美化を図るとともに、喫煙する人もしない人も共存できる環境づくりの推進に取り組んできた。

〈 主なもの 〉

令和3年4月 「東京都台東区ポイ捨て行為等の防止に関する条例」を改正

- ・既に禁止であった公共の場所におけるポイ捨て行為に加え、歩きたばこを禁止
- ・午前7時から9時までを喫煙禁止時間とし、公衆喫煙所を除く屋外における公共の場所での喫煙を禁止

令和4年3月 「台東区公衆喫煙環境の整備指針」を策定

- ・区に取り組むべき分煙対策を整理
- ・指針に基づき、公衆喫煙所の整備、喫煙等マナー指導員による巡回指導やマナー啓発等を実施

2 現状と課題

現行の台東区公衆喫煙環境の整備指針策定以降においても、屋外でのマナーを守らない喫煙行為や吸い殻のポイ捨て行為に関する意見が増加傾向にあること等を踏まえ、更なるまちの美化に向けて、喫煙ルールの見直し等を行う必要がある。

また、分煙環境づくりの一層の推進のために、更なる公衆喫煙所の整備に取り組む必要がある。

3 主な改正内容

(1) 喫煙ルールについて

公衆喫煙所を除く屋外における公共の場所での喫煙を終日禁止とすることで、喫煙に伴う吸い殻のポイ捨てを抑制し、更なるまちの美化を図るとともに、喫煙する人もしない人も共存できる環境づくりを一層推進する。

(2) 公衆喫煙所の整備エリアについて

これまで、公衆喫煙所を整備してほしいというご意見が多く寄せられている場所、路上喫煙やポイ捨てなどのマナー違反についてのご意見が多い場所について、重点的に公衆喫煙所を整備する「重点整備エリア」として設定していた。

喫煙ルールの見直しにより、区内全域の屋外における公共の場所を終日禁煙とすることを踏まえ、各地域における喫煙の状況等を総合的に考慮したうえで、区内全域において、公衆喫煙所の整備を推進する。

4 台東区公衆喫煙環境の整備指針（改正案）・・・・・・・・・・別添

5 今後の予定

| | |
|-----------|-------------------|
| 令和8年7月上旬～ | パブリックコメントの実施 |
| 第3回定例会 | 環境・安全安心特別委員会（最終案） |
| 10月 | 新指針運用開始 |